

広島県告示第三百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画緑地事業六号東尾道黒崎水路緑地

三 事業施行期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市高須町字西新涯地内

使用の部分

なし